

290

の
眞相の眞相
二十六事件付
10g

特251

452

343

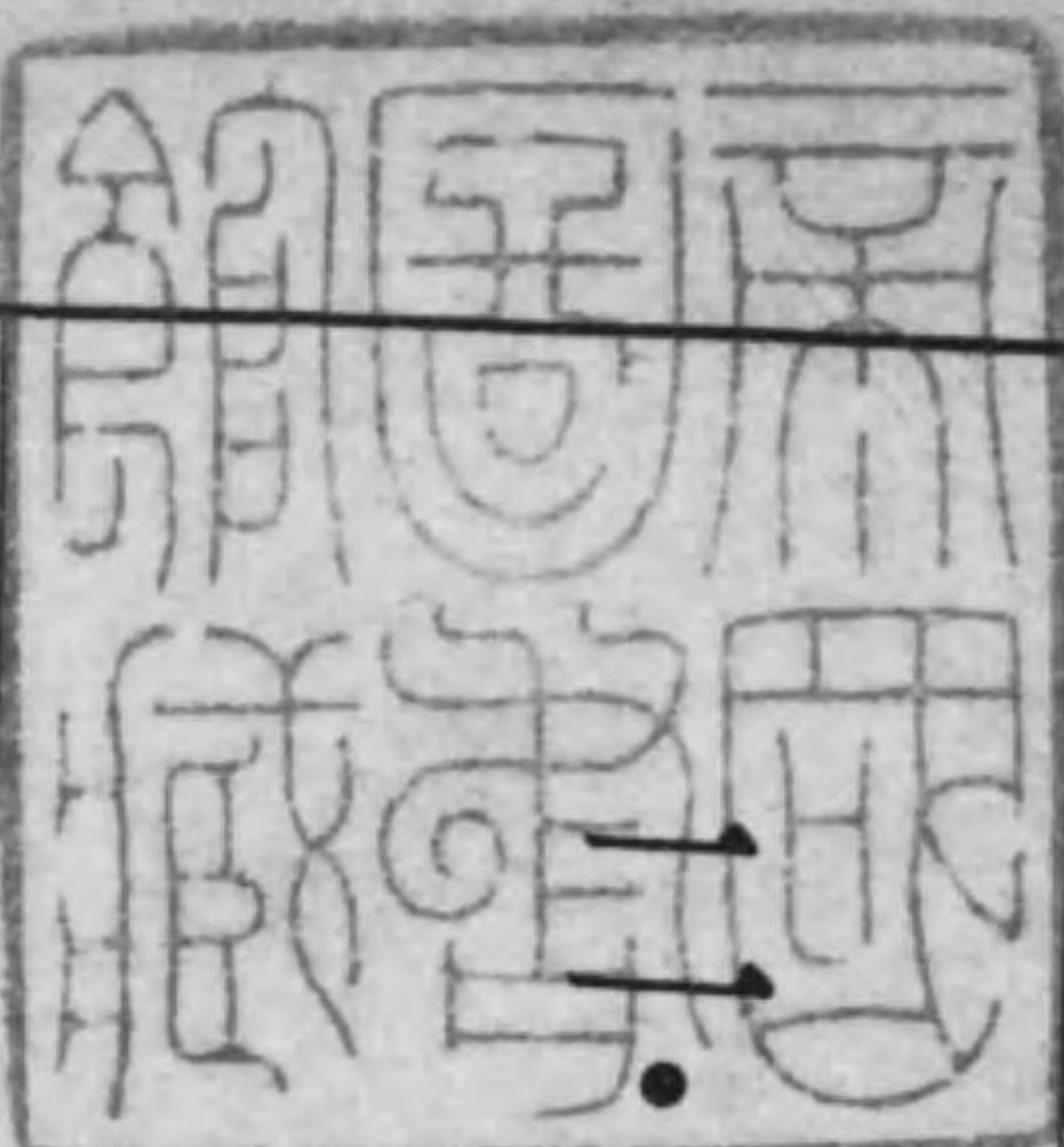
1020



始



特251
452



東亞書房編輯局編

一一六事件

眞相の眞相

東京東亞書房



目 次

一、事變日誌	(五)
二、事變の全貌回顧	
雪降りしきる浅春の朝	(七)
全く鎮定を見る	(九)
三、軍法會議の判決下る	(十)
四、處刑	(十一)
五、原因と動機	(十二)
六、計畫と準備	(十三)
七、行動の概要	(十四)
八、處斷方針	(十五)
九、被告の略歴	(四)

一、事變日誌

- 二月二十六日 事變勃發
- 二十七日 帝都に戒嚴令施行せらる
- 二十九日 事變鎮定
- 三月 二日 西園寺公上京
- 四月 五日 東京陸軍軍法會議開設の緊急勅令發布近衛公大命拜辭
廣田外相に大命降下
- 六日 松平宮相、湯淺内府親任式、林、眞崎、阿部、荒木四大將待命
廣田内閣親任式舉行
- 八日 一木樞相辭任、平沼副議長昇格就任
- 十三日 甲府、佐倉各部隊歸還、殉職五警官合同葬
- 十六日 叛亂軍參加兵千三百名の留置解除、天野少佐聯隊葬
- 十九日

- 二十日 戒嚴令下集會一部許可、宇都宮、高崎、水戸、松本各部隊歸還
- 廿二日 齋藤前内府葬儀執行
- 廿三日 高橋前藏相葬儀
- 廿八日 事件關係部隊長等處分發表
- 卅日 事變關係中隊長以下の昇勤發表
- 四月 二日 岩越恒一中將戒嚴司令官親補
- 五月 五日 甲府、佐倉殘置部隊衛戍地歸還
- 六日 六日 鈴木侍從長事變後初參内
- 十四日 事變七七忌
- 十七日 唐澤警保局長、小栗警視總官等内務省關係責任者處分
- 二十九日 天長節觀兵式御取止め
- 五月 八日 東京部隊渡満
- 十八日 陸海軍官制改正（大臣及び次官を現役將官に限定）
- 六月 一日 政治集會解禁

七月 五日 屋外集會解禁

十五日 事變後百十三日目で首相官邸警備兵引上ぐ

十八日 事變關係首腦將校・下士官兵に判決

一二、事變の全貌回顧

雪降りしきる浅春の朝

青年將校を中心とする一部軍隊の蹶起によつて巻き起された去る二月二十六日の叛亂事件はその重大性に鑑み、當局發表以外一切報道を禁ぜられて居たが、事態は漸く收拾されたので、その報道範囲が、やゝ緩和された。

この叛亂に參加したもの、野中元大尉以下元將校二十名、近歩第三聯隊、歩兵第一聯隊、步兵第三聯隊、野戰重砲兵第七聯隊の各一部、下士官兵千四百數十名、これが各班に分れて首相

官邸、齋藤内大臣私邸、高橋藏相私邸、渡邊教育總監私邸、鈴木侍従長官邸、牧野前内大臣の宿舎たる湯河原の伊東屋旅館、東京朝日新聞社等を襲撃して、齋藤、高橋、渡邊の三重臣は即死、鈴木侍従長に重傷を負はしめた。

やがて、叛亂部隊は、首相官邸、新議事堂、を中心に、麹町區永田町の高臺一帯を占據し、白雪霏々として舞ふ中に隠見する劍光帽影の無氣味さは、帝都を全く不安と焦燥に陥れた。そこで二十七日午前二時、遂に戒厳令が布かれ、近衛、第一兩師團及び甲府、佐倉、水戸、高崎宇都宮、松本等の各聯隊から、續々軍隊が出動して帝都の治安維持と警備の任に當つた。情勢いよいよ切迫して、二十八日には、奉勅命令が下り、恐怖の時を刻むこと四日、二十九日午後二時に至り、戒嚴司令部の手段を盡した、歸順勸告漸く奏功し、叛亂部隊は、遂に一發の銃火をも交へずして、鎮定を見たのである。

將校のうち野中元大尉は、自決、河野元大尉も自殺を遂げ、他の大部分は、村中、磯部、濱川等の民間人参加者と共に、衛戍刑務所に收容せられ、歸順した下士官兵は、それ／＼兵營に隔離收容されたが、一應取調べを終つて、これ等の兵のうち千三百二十名は三月十八日留置を解かれて、事態は一段落となつた。

全く鎮定を見る

この未曾有の大事件は、幾多の劇的情景によつて彩られ、既に新聞各紙で既報の如く、齋藤高橋、渡邊三未亡人の變に處して取亂さぬ日本婦人の龜鑑ともいふべき見事な態度、警視廳交換娘の涙ぐましい籠城、天野少佐の責任自殺、青島中尉夫妻の憤死、片倉少佐の負傷等の壯烈な哀話や、即死と信ぜられた岡田首相が奇蹟的に難を免れて、義弟の松尾大佐が身代りとなつた淒愴な場面など、縱に横に綾なす多彩な物語は、この歴史的大事件にふさわしい挿話である

帝都未曾有の大事件を眼で見、耳で聞いた市民に、終生忘れ得ぬ感銘を與へた、あの香椎戒嚴司令官の「兵に告ぐ」論告がマイクから放送された時だ。邦家を思ひ、部下を思ふ慈父の如き香椎司令官の情愛は、切々として聞く者、アナウンサーの傍にあつた戒嚴司令部の將校も泣いた。市民も泣いた、全國民が泣いたのだ。かくて待つ一時間、午前十時遂にラヂオは報じた。

參謀本部附近において機関銃を有する下士官以下約三十名は、歸順しました、更に各方面において歸順の兆候があります――

叛軍の一角は崩れたのだ。平和的解決の曙光が見えたのである。戒厳司令部一室に黙然と座した香椎司令官の固く結んだ腕が解け、居並ぶ將校の面上にサツと喜びの色が浮んだ。戒厳司令部發表は次々と事態の好轉を報じていった。そして遂に午後三時、マイクから流れ出た歎びのアナは、「叛亂部隊は午後二時頃をもつてその全部歸順を終りこゝに全く鎮定を見るに至り」——幾度も幾度も繰り返された。どこからともなく起る喜びのどよめきは、次第に擴大して全市に傳つた。かくて、四日間の「死の都」に再び生氣が脈搏つて、赤い夕日の輝きの中に歴史的な二月二十九日の夕は、静かに暮れていつた。

三、軍法會議の判決下る

判決は、嚴として降つたのである。昭和十一年七月七日前二時陸軍省より發表された。顧みればさる三月四日憲法第八條第一項に依り東京陸軍軍法會議設置の緊急勅令が公布せられて以來實に五箇月を経た。

その間に於ける當局の慎重なる審理と周到なる用意には外邊より窺知し難き苦心の存したる

ことは云ふ迄もあるまい。が、これと同時に、國民が極めて冷靜にして忍耐づよき態度に終始した事實もこゝに併せて特筆するに値するであらう。如何となれば先づこゝに「軍民一致の美果」が觀取され、従つて將來の善後建設工作についても意を安するに足るものあり、と思はるゝからである。

「朝野を擧げて相共に矯激を諒め、制節を尚び、正を履み中を執り」と云つた前内閣の聲明「國憲國法の尊嚴保持」を「最も切望」とした現内閣の方針「舉軍一體先づ自らを正してその弊を是正し軍紀を振肅し」と云へる寺内陸相の肅軍の決意、それ等が相待つて、この割期的判決として結果するに至れるに於てをやである。

寺内陸相の肅軍の決意と共に、庶政一新を、國防充實と同時に國民生活改善をばこゝに新たな活力と誠意を以て達成することこそ、現下緊急の要務なのである。かくてこそ、この判決は、國運の進展、民福の増進に積極的意義を與へ歴史的光輝をもたらし得るに違ひないと信ぜられるのである。

陸軍省發表の内容に依れば、百廿三名の起訴中、有罪七十六名死刑十七名（元將校一三、常人四）無期禁錮は元將校五名、有期五十四名である。

以下、陸軍省發表全文を、茲に列記していく。

去る二月廿六日東京に勃發したる叛亂事件についてはその後特設せられたる東京陸軍軍法會議において慎重審判中の處直接事件に參^{さん}加したる將校一名、元將校二十名（内二名は事件直後自決死亡す）見習醫官三名、下士官二名、元准士官下士官八十九名、兵千三百五十八名常人十名中起訴せられたる者は將校一名、元將校十八名、下士官二名、元准士官、下士官七十三名、兵十九名、常人十名にして七月五日其の判決言渡を終了せり、右軍法會議の審判の結果に基く處刑及判決理由概ね左の如し

四、處刑

一、將校

禁錮四年

陸軍步兵少尉

今泉義道

一、元將校

1死刑

首魁

元陸軍步兵大尉

同

元陸軍步兵中尉

謀議參與又は群衆指揮同

同

同

同

同

同

同

同

元陸軍砲兵中尉
元陸軍工兵少尉
元陸軍砲兵少尉
元陸軍步兵少尉

香安栗田坂丹中對林高安島中橋田藤原島馬生橋井基勝誠太郎優爾勝直忠明雄夫秀三貞

五、常
四、兵

1死

刑

同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
同 同 同 同 同 同
元陸軍歩兵伍長

陸軍歩兵上等兵
陸軍歩兵一等兵
陸軍歩兵上等兵

禁錮二年
同一年六月(二年間猶豫刑)
(同)

執行猶豫刑
三年間猶豫刑

一七

倉 坪 中 福 丸 內 井 大 新 神 山
島 友 井 島 田 戸 森 井 田 本
與 兵 理 岩 一 丑 維 清
晋 敬 兵 富

吉 治 衛 本 雄 郎 治 藏 平 稔 安

同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同
元陸軍歩兵軍曹
元陸軍歩兵曹長
元陸軍歩兵伍長

藤 崩 田 堀 山 大 木 梶 小 奥 中 門 渡 新
倉 川 島 田 木 部 間 河 山 村 脇 邊 井
勘 保 条 宗 政 作 正 增 正 条 信 春
市 雄 次 一 男 藏 義 治 義 治 靖 夫 吉 郎
三

一六

首魁 同 謀議參與又は群衆指揮

2 禁錮十五年

同 同 同 同

3 同十一年

村山黒綿水宮瀧磯中川善浅孝
田島源清又三治昭助一次
引澤鶴正又一

五、原因と動機（理由の旨）

(イ) 村中孝次、磯部浅一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、對馬勝雄、中橋兵明は、夙に

世相の頽廢、人心の輕佻慷慨し、國家の前途に憂心を覚えありしが、就中昭和五年の倫敦條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部識者の警世的意見、軍内に起れる滿洲事變の根本的解決要望の機運等に刺戟せられ逐次内外の情勢緊迫し、わが國の現状は今や默視し得ざるものあれば當に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方面に國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものとなし、時艱の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れりなほこの間軍隊教育に從事し兵の身上を通じ農山漁村の窮乏、小商工業者等の疲弊を知得して深くこれ等に同情し、なかんづく一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂ひ多きものと思惟せり。

濱川善助また一時陸軍士官學校に學びたる關係により同校退校後も在校當時の知己たる右の者の大部と相交はるに及びこれ等と意氣相投するに至れり。

かくて前記の者はこの非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交ともに萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥また私慾に汲々として國民の窮状を思はず、特に倫敦條約成立の經緯において統帥權干犯の所爲ありと斷じかくの如きは、畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んするの致せる所な

りとなし一君萬民たるべき皇室本然の眞姿を顯現せむがため速にこれ等いはゆる特權階級を打倒して急激に國家を革新する必要あることを痛感するに至れり。

而してその急進矯激性が國軍一般將士の健實中正なる思想と相容れざりしに由り、思想傾向相通する歩兵・尉大藏榮一、同菅波三郎、同大岸賴好等の同志と氣脈を通じ、天皇親率の下舉軍一體たるべき皇軍内に所謂同志觀念をもつて横斷的團結を敢てしましたこの前後より前記の者の大半は北輝次郎及び西田税との關係交渉を深めその思想に共鳴するに至りしが特に北輝次郎著「日本改造法案大綱」たるやその思想根抵において絶對にわが國體と相容れざるものあるに拘らずその雄勁なる文章等に眩惑せられ爲に素朴純忠に發せる研究思想も漸次獨斷偏陥となり不知不識の間、正邪の辯別を強り國法を輕視するに至れり而して此間生起したる昭和七年血盟團事件及五・一五事件において深く同憂者等の驟起に刺殺せられ益々國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべくに非ずと爲し終に統帥の根本を棄り兵力の一部を借用するも已むなしと爲す危險思想を包藏するに至れり。

斯くて昭和八年ごろより一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換をなすと共に不穏文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者にありては軍隊教

育に當りその獨斷的思想行念の下に下士官兵に革新的思想を注入してその指導に努めたり次で昭和十年中村孝次、磯部浅一等が不穏なる文書を頒布せるに原由して昭和十年官を免ぜらるゝや著しく感情を刺戟せられ且ト司よりこの所運動を抑壓せらるゝに及びていよ／＼反撲の念、を生じその運動頓に尖鋭を加へ更に天皇機關説を繰りて起れる國體明徴問題の進展と共にその運動益々熾烈となり時恰も教育總監の更迭あるや之に關する一部の言を耳にし輕々なる推斷の下に一途に統帥權干犯の事實ありとなし大に憤激せるが偶々相澤中佐の永川中將殺害事件に會し深くこの舉に感動激發せらるゝ所あり遂に該統帥權干犯の背後には一部の重臣、財閥の陰謀策動ありとなすに至り就中此等重臣は倫敦條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兎なるもしかもこれ等は國法を超越する存在なりと臆斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底その目的を達し得ざるにより宜しく國法を超越し軍の一部を借用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからずしかもこの行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと断じさらにこれを契機として國體の明徴、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進していはゆる昭和維新の實現をもたらさしめむことを企圖せるものなり。

(口) 竹島繼夫、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島莞爾、安田優、高橋太郎、常盤稔、林八

郎、池田俊彦及び山本又もかねてよりわが國現時の状態をもつて國體の本義に反するものありとなし特權階級を排除していはゆる昭和維新を促進するの必要を痛感しつゝありしが昭和八年前後より逐次村中孝次等の思想信念に共鳴し同志としてこれ等に接觸し遂に直接行動をも是認するに至れり。

六、計畫と準備

(一) 昭和十年十二月第一師團が近く滿洲に派遣せらるべき旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡満前主として在京同志により速に事を擧ぐるの要ありとなし香田清貞及び濫川善助と共にその準備に着手し相澤事件の公判を利用して或は特權階級腐敗の事情或は相澤中佐驟起の精神を宣傳しもつて社會の注目を集め且同志の決意を促しつゝありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと觀取し爾來各所において同志の會合を重ね近く決行することを定め且これが實行に關する諸般の計畫及び準備を畫策しまた歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田稅、龜川哲也等と所要の連絡をなせり。

(口) これが具體案を確定するため昭和十一年二月十八日頃夜、村中孝次、磯部淺一、栗原安秀安藤輝三及び亡元航空兵大尉河野壽は、栗原安秀方に會合し襲撃の目標方法及び時期等に關し謀議の上、近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及び歩兵第三聯隊の各一部の兵力を出動せしめて在京一部の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害しまた豊橋市在住の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及び決行の時期を來週中とすること等を決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き、對馬勝雄に東京方面の情報を告げ相謀りて公爵西園寺公望襲撃殺害を確定せり。

(ハ) 同月廿二日夜、村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡元航空大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し駆起の日時及び襲撃部署等に付謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し、同志一齊に駆起することに決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害することを爲し得れば宮城坂下門において奸臣と目する重臣の參内を阻止すること及び警視廳を占據してその機能の發動を阻止すること並に陸軍省、參謀本部、陸軍大臣官邸を占據し村中孝次、磯部淺一、香田清貞等より陸軍大臣に對し事態拾収に付善處方を要望すること等を謀議決定せり。

同月廿三日栗原安秀は豊橋市に赴き對馬勝雄、竹島櫂夫等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せをなせり。

同日頃澁川善助は前記計畫を知り村中孝次、磯部淺一等と東京小石川區水道端二丁目直心道場その他において連絡の結果自らは神奈川縣湯河原町に於ける伯爵牧野伸顯の所在を偵察すること及同人は、直接行動部隊に加はらず専ら外部に在りて被告人等の企圖達成の爲策動すること等を謀議決定し又同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及亡元歩兵大尉野中四郎等は、歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齊藤實私邸を襲撃したる後更に教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害すること等を謀議決定せり。

(木) 同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、亡野中四郎等は、歩兵第一聯隊に會合し蹶起後企圖達成のため陸軍上層部に對する折衝は村中孝次、磯部淺一、香田清貞等においてこれを擔當すること及部外參加者は廿五日午後七時までに歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり。

(火) 以上謀議決定したる事項は極力これが秘密を保持しつゝ同月廿五日夕迄に其の全部また所要の部分を他の同志に通達せしが同志は何れもこれを快諾若はこれに同意せり。

但し麥屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し直接行動に出づるの意志を有せざりしも前記計畫の示達を受くるや遂に小節の情義に従ひ或は制的勸誘を排するの氣力を缺き麥屋は中隊付としてまた鈴木及び清原は各所屬中隊下士官兵を率ゐてこれに參加を決意するに至れるものなり。

(ト) 同月二十五日夕村中孝次は龜川哲也方において西田税及龜川哲也と相會し愈々明二十六日拂曉を期し決行すべきことを告げもつて同人等と所要の連絡を遂げ且龜川哲也より蹶起資金若干を受領せり。

同日夜、村中孝次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に會合し前記襲撃及び占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項として

- 一、陸軍大臣の斷乎たる決意により速に事態を收拾して維新に邁進すること
- 二、皇軍相撲の不祥事を絶對惹起せしめざること
- 三、軍の統帥破壊の元兎を速に逮捕すること
- 四、軍閥的行動をなし來りたる中心人物を除くこと
- 五、主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聽き事態收拾に善處すること

六、前各項實行せられ事態の安定を見る迄懸起部隊を現占據位置より絶對に移動せしめざること

等を謀議決定し、かつ村中孝次の起草したる蹶起趣意書なるものを印刷交付せり。

(子)これより先き對馬勝雄は同月十九日豊橋の自宅において磯部淺一の來訪を受け東京方面の情勢を承知し相謀りて同時に豊橋市在住の同志をもつて公爵西園寺公望を襲撃殺害すべきことを決定し同月二十日以後竹島繼夫と共に同志歩兵中尉井上辰雄、同鹽田淑夫、同板垣徹及び一等主計鈴木五郎に對し之が參加を求めるに板垣徹はその贊否を保留し他の三名はいづれもこれを承諾し同月廿三日對馬勝雄、竹島繼夫及び鈴木五郎は連絡のため來れる栗原安秀より東京における襲撃計畫及び決行日時等に關する決定事項の通達を受け、靜岡縣興津町西園寺公望別邸の襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名をもつて同月二十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すること並にその實行計畫の概要を謀議決定しその後對馬勝雄、竹島繼夫等は之が細部に關し準備する所ありしが同月二十五日に至り板垣徹が兵力使用の點につき敢然反対したるため遂に公爵西園寺公望襲撃を中止し對馬勝雄、竹島繼夫は急擧上京して同志の行動に參加するに至れり。

七、行動の概要

かくて以上同志は相團結の上前記各決定事項に基き左の如く行動せり。

(1) 栗原安秀、林八郎、池田俊彦、對馬勝雄

は内閣總理大臣官邸を襲撃し總理大臣岡田啓介を殺害する任務を擔當せるが、二月二十六日末明所屬歩兵第一聯隊機關銃隊下士等に所要の件を傳達し次で非常呼集を行ひ機關銃隊全員を舍前に整列せしめ蹶起の趣旨を告げその一部を丹生部隊に配屬し自ら銃隊下士官兵約三百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し同五時頃内閣總理大臣官邸を襲撃し同邸を護衛せる警官村上嘉茂左衛門、土井清松、清水與四郎及び小館喜代松の四名並に總理大臣秘書官事務囑託松尾傳藏を殺害したるも松尾傳藏を以て岡田首相と誤認したために同人を殺害するに至らず。

(2) 中橋基明、中島莞爾

は大藏大臣高橋是清私邸を襲撃して同人を殺害する任務を擔當し、二月二十五日夜近衛歩兵第三聯隊第七中隊下士官約百二十名を守備隊控兵と突入隊とに一分し前者は歩兵少尉今泉義道

をしてこれを率ゐしめ、後者をもつて同邸内に侵入して高橋藏相を殺害すること等を決定し翌二十六日午前三時頃中橋基明・中島莞爾は臣中隊營内居住宅に在りし今泉義道の許に到り昭和維新斷行のため高橋藏相の殺害に赴く旨を告げ且行動を共にすべく勧告したるも諾否を明にせざるをもつて中橋基明は我々と行動を共にすると否とは自由に委す但し蹶起後は當然守衛隊控兵の派遣あるべきを豫想せらるゝが故に控兵副司令たる貴官は唯控兵を引率せよと申渡し同室を立去れり、今泉義道は事茲に至る既にやむを得ずとなし中橋基明の意に従ひ行動せんと決意するに至れり。

さて同四時頃中橋基明は非常呼集を行ひ明治神宮參拜と稱し下士官兵約百二十名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し自ら突入隊を率ゐ同五時頃大藏大臣高橋是清私邸を襲撃し同人を殺害し次で一同同邸を退去し中島莞爾は中橋基明の指示に依り突入隊を指揮して内閣總理大臣官邸に到れり一方今泉義道は退羅公使館附近に位置し中橋基明等の高橋藏相私邸襲撃専待機の姿勢に在りしが中橋基明と共に襲撃後守衛隊控兵を率ゐて守衛隊司令官の許に到り次で命令に依り坂下門の警戒に任じたる後同十一時頃勤務の交代を命ぜられ所屬部隊に歸營せり。

(3) 坂井直

高橋太郎、麥屋清濟、安田優は内大臣子爵齊藤實私邸を襲撃して同人を殺害し、更に高橋太郎安田優は教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害する任務を擔當し下士官兵約二百名を指揮し同四時二十分頃兵營を出發同五時頃子爵齊藤實私邸を襲撃して同人を殺害しその際身を以て内府の危害を防がんとしたる夫人春子に對し過つて銃創を負はしめたる上同五時十五分頃一同同邸を退去し坂井直、麥屋清濟は主力部隊を率ゐて陸軍省附近に到り尙高橋太郎、安田優は下士官以下約三十名を指揮し豫ての計畫に基き赤坂離宮前において中田勝の交付せる軍用自動貨車に塔乗し教育總監渡邊錠太郎私邸に伺ひ同六時過頃同邸を襲撃し妻すゞ子の制止を排し同人を殺害し同六時三十分頃一同同邸を退去し陸軍省附近に到り坂井部隊の主力に合せり。

(4) 安藤輝三

は侍従長官邸を襲撃し侍従長鈴木貫太郎を殺害する任務を擔當せるが二月二十六日午前三時頃非常呼集を行ひ全員を舍前に整列せしめ同三時卅分頃兵營出發同四時五十分頃侍従長官邸を襲撃し侍従長に數個の銃創を負はしめ次で安藤輝三は侍従長に「止め」を刺さんとせしが夫人孝子の懇願に依りこれを止め遂に殺害するに至らず同五時三十分頃一同同邸を退去し麹町區三宅坂附近に到れり。

(5) 常盤 稔

三〇

清原康平、鈴木金次郎は亡野中四郎の指揮の下に警視廳を占據するの任務を擔當し二月二十六日午前一時頃各所屬中隊の非常呼集を行ひ准士官以下約五百名を指揮し同四時三十分頃兵營出發同五時頃警視廳に到着し同廳司法省側及び櫻田門側道路上數ヶ所に機關銃、輕機關銃、小銃若干分隊を各配置して同廳の各出入口を押し又同廳屋上に輕機關銃、小銃若干分隊を配置し更に電話交換室に一部を配置して一時外部との通信を妨害せり

(6) 丹生誠忠

は陸軍大臣官邸を占據し陸軍省、參謀本部周圍の交通を遮斷し香田清貞、村中孝次、磯部浅一等の陸軍上層部に對する折衝を容易ならしむる任務を擔當したるが二月二十六日午前四時頃非常呼集を行ひ下士官兵約百七十名を指揮し村中孝次、磯部浅一、香田清貞、竹島繼夫、山本又等と共に同四時三十分頃兵營出發、同五時頃陸軍大臣官邸に到着し主力部隊を以て同官邸の表門に位置せしめ以て特定人以外の出入を禁止せり

(7) 田中勝

は所屬野戰重砲兵第七聯隊の自動車を以てする輸送の任務を擔當したるが二月二十六日午前

二時三十分頃下士官十三名に對し夜間自動車行軍を兼ね靖國神社參拜を爲すと稱し聯隊備附の乗用自動車一輛、自動貨車三輛側車付自動二輪車一輛にそれべく分乗せしめ之を指揮して午前三時十五分兵營出發、途中靖國神社に參拜し次で宮城を拜し同五時頃陸軍大臣官邸に到着し磯部浅一の指示に依り直に乗用自動車に割乗し且兵二名をして自動貨車一輛を運轉せしめ共に赤坂離宮前附近に到り折柄齋藤内大臣私邸の襲撃を終へ更に渡邊教育總監私邸襲撃の爲待合せ居たる高橋太郎、安田優の指揮する部隊に右自動貨車を交付し次で同九時頃栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾等が東京朝日新聞社を襲撃するに當り乗用自動車一輛、自動貨車二輛を之に交付して其の部隊の輸送に充て其他所屬自動車或は首相官邸備付の乗用自動車を使用し以て連絡輸送に任じたり

(8) 栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾

は同月二十六日午前九時頃下士官兵約五十名を指揮し軍用自動車三輛に分乗して東京朝日新聞社を襲ひ同社をして一時新聞發行を不可能ならしめ次で東京日日新聞社、時事新報社及び電報通信社等の各社を廻り蹶起趣意書を配布しこれが掲載を要求して首相官邸に歸還せり

(9) 滝川善助

三一

は二月二十三日神奈川縣湯河原町に赴き牧野伸顯の所在を偵察したる上歸京し事件勃發後は

外部に在りて同志等の企圖を達成せしめむがため同月二十七日夜麴町區九段一丁目中橋照夫と相謀り豫て氣脈を通じ居たる山形縣農民青年團同盟長谷部清十郎等をして相呼應して事を擧げしむる事に決し之が實行の爲前記中橋に拳銃及同實包を與へ更に栗原安秀に依頼し某銃砲店より右拳銃用實包三百發を入手せむとしたるも事發覺して目的を遂げず同月二十六日以後歩兵大尉松平紹光等と連絡し外部情報の蒐集に努め之を同志等の部長に通報し居たるが二十八日安藤輝三の部隊に投じて士官を鼓舞激勵し同日夕陸相官邸に到り諸般の助力をなし又坂井直と同官邸附近警戒線を巡視して區處を與へたり

(10) 死河野

壽

は神奈川縣湯河原町伊藤屋旅館貸別荘に滯在中の牧野伸顯殺害の任務を擔當し二月二十五日の同志宮田晃、中島清治、黒田昶、水上源一及び綿引正三を指揮し輕機關銃二銃其他を攜行し翌二十六日午前零時四十分頃自動車二輛に分乗出發し同五時頃湯河原町に到着し伊藤屋旅館貸別荘を襲撃して牧野伸顯殺害の任務を擔當し牧野伸顯を捜索したるも之を發見し得ざるにより

同人を焼殺せむとして同別荘に放火して之を燒燬し右襲撃に當り護衛巡查皆川義孝を射殺したる外附添看護婦森すゞ江に銃創を折柄消火のため駆けたる岩本龜三に銃創を負はしめたるも遂に牧野伸顯殺害の目的を遂ぐるに至らず此間水上源一は亡河野壽の重傷を負ひ再起し難きを知るや爾余の者を指揮督勵し率先拔刀して屋内に闖入し或は牧野伸顯を焼殺せむとして家屋に火を放ち或は消火の爲駆けたる者に對し刀を振翳して威嚇制止に勉むる等の行爲を敢てせり亡河野壽等は右襲撃の際負傷したるに因り一同東京第一衛戌病院熱海分院に到りしが同所に於て各縛に就きたり

(11) 二月二十六日東京方面の襲撃を終へたる部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸・陸相官邸・陸軍省及び警視廳を占位し麹町區西南部地區一帶の交通を制限し以て香田清貞、村中孝次、磯部浅一等の陸軍首腦部に對する折衝工作を支援せり

前記香田清貞、村中孝次、磯部浅一等は丹生誠忠の指揮する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到着陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して蹶起趣意書を朗讀すると共に各所襲撃の狀況を説明した後維新斷行の爲善處を要望し又眞崎大將古莊陸軍次官、山下少將、満井歩兵中佐を招致して事態收拾に善處せられたき旨要請せり

この間同日午前十時頃磯部浅一は同邸表玄關前に於て折柄來合せ「たる片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射擊し同人に銃創を負はしめたり

次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首腦部に於て起案したる説得文を讀聞け説示せられたるも之に服せず

第一師管戰時警備の下令せらるるや成るべく此等部隊は流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめむとする警備司令官の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮下に入らしめられ次で同二十七日早朝戒厳令中の一部施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態を持続せしめられたるが幹部は之を以て一般の情勢好轉せりと判断し益々其の所信を深め其の企圖を斷行推進せむと志すに至れり

(12) 同月二十七日朝村中孝次は満井中佐等の勧告により陸軍省參謀本部の執務の便宜を顧慮し同地を解放し寧ろ國際各所屬部隊の引揚ぐべき旨同志に提議せるが一同の容るる所となり結局首相官邸及び新築事堂附近に部隊を集結することに一決したるを以て村中孝次、香田清貞は戒嚴司令部に到り司令官香椎中將參謀長安井少將等に對し蹶起の趣意並に軍上層部に對する要望を述べ部隊の配備を縮少せる件を説明し現警備狀態を暫く是認せられたく否らざれば

軍隊相撲の危險性ある旨を力説し次で村中孝次、磯部浅一等は北輝次郎より事態收拾に關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎等と協議し同日午後四時頃陸相官邸に於て一部軍事參議官と會見し、事態收拾に關し要請する所ありしが却つて先づ小藤大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等部隊は小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、農相、文相各官邸、料理店幸樂及び山王ホテル等に宿營せり

(13) 二月二十八日朝村中孝次、香田清貞等は近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として

戒嚴司令官は勅命を奉じ占據部隊をして速に歩兵第一聯隊兵營附近に集結せしめらるゝにより同中尉はその指揮しある部隊を率ゐ小藤大佐の指揮に入り行動すべき旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對しその措置の不當を難ぜるが會々小藤大佐は戒嚴司令官に對し下されたる占據部隊を速かに原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基く第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時なりしも同人等の感情の激化甚だしきに由り姑く之を保留せり之と前後して村中孝次、香田清貞、對馬勝雄等は午前十時頃第一師團司令部に到り師團長

及び參謀長に對し勅命の下令なき様幹旋方を陳情し陸相官邸に歸來せるに山下少將來邸しこれ等首腦部者に對し勅命に基く行動の實施近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所ありよつて首腦者一同會議の結果自決の決心をなし偶々說得に來れる師團長及び小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき旨誓ひたるも北輝次郎、西田稅等の電話激勵と一部幹部中同朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混亂錯綜とに稽へ復歸命令は眞の大御心に非るべしと主張するものあり又第一線を指揮したりたる者も情況の不明に基因し或は流言に惑はされ心境一變し包围部隊が彈壓の措置に出づるに於ては飽くまで現位置を固守して抗戰せむと決意し同月二十八日夕より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王ホテル等に位置して戰闘準備をなすに至れり

(14) 斯くて戒嚴司令官香椎中將は小藤大佐に對しこれ等部隊の指揮權を解除し一般包圍部隊に對し二十九日朝を期し一齊に占據地區の掃蕩を下令するに至りしが叛亂幹部の大部は二十九日早朝ラヂオ放送並に撒布せられたるビラ等により勅命に基く行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を斷念して下士官兵に對し屯營に歸還を命じ先に被告人等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部歸順するに至れり爾後山本又を除き幹部全員陸相官邸に集合し其の多くは自決を決意したるもの

一部の者は其の時期に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を断念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に出首せり

(15) 大江昭雄及齋藤一郎

は二月二十五日夜中橋基明より明朝他部隊と共に蹶起すべき旨申聞かされたるところ大江は豫てより舊上官たる同人より昭和維新斷行の要に付啓蒙を受け同人等の企圖の一部を知悉し居たるより本屬の指揮系統を離れてこれに參加せんことを決意し齋藤一郎も亦豫てより中隊長代理たる同人が國家革新思想を抱懐しあることを知り居たるをもつて同人が命令に假託して犯罪を強要するものなるを諒知したるも平素の情誼上これを拒み得ずして參加を決意し二十六日非常呼集により中隊兵員と共に中橋基明指揮の下に屯營を出發し同五時頃高橋邸に到り齋藤一郎は同邸屋内に闖入し藏相の所在を捜索したる上同邸を退去し次で中橋基明と共に守衛第二小隊長として宮城内の警戒に任じたり

大江昭雄は輕機二箇分隊を率ゐ前記高橋邸前方路上に於て憲兵警察官に對し警戒したる後部下を率ゐて首相官邸に赴き栗原部隊に合流し之と共に行動し居たり

(16) 前田仲吉

三八

は二月二十五日夜丹生誠忠より明二十六日早朝を期し昭和維新斷行のため蹶起する旨を告げられ次いで二十六日午前一時三十分頃同人より蹶起趣意書と題する檄文を読み聞かされ且つ之が配布を受け更に當中隊の任務等を告げるゝや直に參加を決意し非常時呼集により中隊兵員と共に丹生誠忠の指揮の下に屯營出發午前五時頃陸軍大臣官邸に到着するや兵五名を率ゐて陸軍省通信所に至り電話等に依る通信機關の使用を禁止したり

(17) 尾島健次郎

は二月二十六日午前三時頃舊上官たる栗原安秀より昭和維新斷行の旨告げるゝや豫て同人より國家維新的思想を注入せられこれに共鳴し居たるところより本屬系統を離れて直ちにこれに參加を承諾し同人の指揮の下に屯營出發、機關銃小隊長として兵約六十名を率ゐ總理大臣官邸裏門に到り各分隊を部署して同邸外部の警戒をなさしめ且自ら其の警戒線を巡視し爾後引き部下を率ひて同官邸に位置せるものなり

(18) 林武及び新正雄

は二月二十五日夜同屬中隊週番士官たる坂井直より蹶起の趣意を告げるゝや自ら進んで本

行動に參加する意志なきも上官の言辭に魅惑せられ且平素の命令服從關係に拘束せられその違法なることを推知しつゝもやむなく齋藤内大臣邸襲撃に參加せり

尙新正雄は出發前坂井直の指示に依り聯隊彈藥庫を開扉し實包を取出しこれを各中隊に藥受領者に交付したる後指示に基き分隊長として齋藤内大臣私邸襲撃に參加し同邸内に侵入して同家裏側の警戒に任じたり

又林武は齋藤内大臣邸襲撃に當り輕機關銃分隊長として兵十四名を率ゐ同邸内に侵入し坂井直の命により輕機關銃を以て女中部屋門戸を破壊せしめ同所より屋内に入り齋藤實の所在を搜索して階上寢室に闖入し坂井直等が齋藤實を射擊したる際拳銃六發を發射せり、尙林武は右襲撃後渡邊教育總監私邸襲撃に分隊長として參加せり

(19) 永田露及堂込喜市

は二月二十五日夜中隊長安藤輝三より明朝蹶起して鈴木侍従長を襲撃すべき旨を告げるゝや同人が命令の強制下に參加せしめんとするものなるを諒知したるも平素の情宜上之を拒み得ずして出動を決意し小隊長の任を帶び安藤輝三指揮の下に屯營を出發し二十六日午前四時五十分頃前記侍従長官邸附近に到り永田露は第一小隊長として下士官兵約八十名を率ゐ同官邸裏

門より邸内に侵入し鈴木侍従長に對し拳銃を發射し又堂込喜市は第一小隊長として兵約八十名を率ゐる同官邸表門より邸内に侵入し鈴木侍従長に對し拳銃を發射し次で安藤輝三に隨ひ部下を率ゐて陸軍省、新議事堂、幸樂及山王ホテル等に位置したり

(20) 立石利三郎

は第七中隊長たりし亡野中四郎より本行動に參加を求めるゝや所屬隊週番士官に何等報告する事なく統帥を棄ることを承知しつゝ之に同意し同機關銃隊下士官四名、兵約七十名を指揮し機關銃八挺實包を携行して野中部隊の警視廳襲撃に參加せり

(21) 伊高花吉

は安藤輝三の思想に稍共鳴しありしが二月二十五日夜所屬中隊鈴木金次郎に伴はれ第七中隊長亡野中四郎の許に到り參加の決意を促さるやこれに同意し且統帥を棄ることを察知しつつ第十一中隊附須田軍曹に參加を勧誘せり出動後は警視廳占據部隊に加はり輕機關銃分隊長として兵二十名を率ゐる同廳前の警戒等に任せり

(22) 北島弘、渡邊清作、青木銀次、長瀬一

は二月二十五日夜所屬中隊にあらざる第一中隊週番士官坂井直より騒起の趣旨を告げらるる

や直にこれに同意し次で長瀬は蛭田正夫に青木は小原竹次郎に其の旨を傳へ且何れも所屬中隊週番士官に何等報告することなく竊かに二年兵の一部を率ゐて坂井部隊に加はり内大臣齋實私邸の襲撃に參加せり

右襲撃後更に蛭田及び長瀬は共に輕機關銃分隊長として渡邊教育總監私邸の襲撃に參加せしが特に長瀬一は同邸外扉を射擊破壊し或は自ら進んで屋内に侵入し安田優に續て寢室に殺到し既に斃れたる總監の背部に對し拳銃を發射せり

尙長瀬一は入營前より國體の研究に志しかつ居常明治維新烈士の言行を敬愛しありしが入營後安藤輝三の指導と相俟て國體顯現の爲には一身を犠牲とし直接行動をなすも敢て辭せざるの信念を有するに至れるものなり

(23) 宇治野時參、宮田晃、中島清治、黒田昶、黒澤鶴一、水上源一及び綿引正三

等は夙に栗原安秀の思想信念に共鳴感激し特に水上は軍隊を利用するに非ざれば革命は成功し得すとの信念に基き青年將校中多數の同志に進んで接近し自宅其他の各所に於て栗原と會合を重ね直接行動の目標、實行方策並に其時期等に關し屢々意見を交換し且つ同人より多額の資金を受け只管騒起の時期を待望し居りたるものなる所前記の者は二月二十五日栗原安秀の招致

に依り同夜宇治野時參、黒澤鶴一は擅^し其の本屬部隊を離れ同隊機關銃隊栗原安秀の許に參集し其他の者は隊外より來り會し栗原より實行計畫の概要を説示せられ且亡河野^お指揮の下に在湯河原伊藤屋旅館貸別莊牧野伸顯襲擊暗殺の任務を授けらるゝや孰れも勇躍參加したるものにしてその襲擊に方りては宮田晃は黒田昶と共に亡河野壽に從ひ屋内に闖入し巡查皆川義孝を殲したるも河野及び宮田と共に重傷を負ひたり黒田昶は最初同別莊裏口より闖入し拳銃を亂射し次で同別莊裏側道路に廻り牧野伸顯の脱出を警戒中火炎に追はれ裏庭湯殿付近の空地に避難せる婦女子數名中に同人らしき姿を認め直に「天誅」と叫び拳銃三四發を亂射せり、宇治野時參は日本刀を携へ最初水上源一に従ひ同別莊玄關に向ひたるが同人の放火後は同別莊西南側高地付近に於て牧野伸顯の脱出及び警戒隊の來襲を警戒し次で炎上中の屋内に輕機關銃を亂射せり綿引正三は刑事巡查らしき寢巻姿の男三名を發見するや拳銃を擬して威嚇擊退し次で水上源一の放火後は同別莊東側石垣上に數名の婦女子が避難蹲踞してあるを認めその中に牧野伸顯も潛伏^{せんぱく}あるべしと直感しこれに向ひ拳銃を發射せり

中島清治、黒澤鶴一は最初外部の警戒に任じありしが水上源一の區處により輕機關銃又は拳銃を以て付近に亂射し威嚇せり、水上源一の行動に付ては行動概要の(10)に述べたるが如し

八、處斷方針

被告人中、將校、元將校及重要な常人等が國家非常の時局に當面して激發せる慨世憂國の至情と一部被告人等が其進退を決するに至れる諸般の事情とに就てはこれを諒とすべきものなきにあらざるもその行為たるや聖諭に悖り理非順逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を棄り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を借用し下士官兵を率ゐて叛亂行為に出でたるが如きは罪寔に重且大なりと謂ふべし仍て前記の如く處斷せり

又下士官、兵中有罪者一部の者に在りては黨を結び兵器を執り叛亂をなすに當り進んで諸般の職務に從事したるものと認め得べしと雖もその他の者にありては自ら進んで本行動に參加するの意志なく平素より上官の命令に絶對に服從するの觀念を馴致せられあり尙同僚始め大部隊の出動する等四圍の狀況上之を拒否し難き事情等の爲己むなく參加しその後においても唯命令に基き行動したるものにして今や深くその非を悔い改悛の情顯著なるものあるを以て之等の者に對しては刑の執行を猶豫し爾餘の下士官兵は上官の命令に服從するものなりとの確信を以て

其の行動に出でたるものと認め罪を犯す意なき行爲として之を無罪とせり

九、被 告 の 略 歴

第一補充兵 水 上 源 一 (三九)

神田區西神田二ノ二の一の生れ、函館商船學校を経て日本大學法科を卒業して辦理士を營んでゐた、昨年六月十日から一二ヶ月第一補充兵として中野電信隊に入營した、かねて右翼思想を抱き埼玉挺身隊事件にも關係、濫川善助等と知合ひ、栗原安秀元中尉とも親交を結び昨年九月麻布區霞町一に移り住んで以來は栗原元中尉等の青年將校が頻繁に出入してゐた、初音夫人(二六)との間に長女宣子さん(三つ)があるが、家族は事件後、今年五月濫谷區圓山町四佐藤ハウスに引越し世を忍んでゐる。

陸士中途退學 遠 川 善 助 (三一)

福島縣若松市七日町魚問屋利吉の長男で別名を光助と稱し會津中學二年修業して東京幼年學校に主席で入學、更に陸士豫科は二番で卒業して恩賜の銀時計を拜受したが本科に進まず中途明

大専門部政經部に入った、昭和九年秋郷里若松市で妻きぬ(二七)を迎へると間もなく上京して右翼運動に走り一昨年は若松市の同志と相はかつて愛國團體皇道維新會を組織し次いで昨年以來東京市小石川區水道端二ノ六四に直心道場の幹部として活躍してゐた。

元歩兵少尉 今 泉 義 道 (二三)

原籍佐賀市松原町一八二、大正三年五月十五日生、神奈川縣鎌倉町大町一一〇八、海洋少年團長豫備海軍大佐原道太氏の三男、同町材木座上河原一四一豫備海軍少將今泉利義氏の養子となる、東京府立五中二年から東京幼年學校に入學、昨年四月士官學校卒業、見習士官として近歩三付を命ぜられ同年九月廿七日歩兵少尉に任官したばかりである。

元歩兵大尉 村 中 孝 次 (三四)

北海道生れ、陸軍幼年學校を経て士官學校は第卅六期生として卒業、旭川歩兵廿七聯隊付少尉中尉の時士官學校區隊長に任せられ區隊長より陸軍大學校に入學、三年生の時某事件に關係して退校と同時に停職『肅軍に關する意見書』を發表して磯部とともに昭和六年剝官處分になる中野區鶯宮四ノ一〇二一に止宿、妻信子さんとの間に男の子一人がある。

元一等主計 磯 部 淳 一 (三二)

山口縣の出身、廣島幼年學校を卒業、士官學校は卅六期朝鮮の歩兵第七十四聯隊で少尉に任官中尉の時經濟的知識の必要を痛感して主計に轉科、近衛步兵第四聯隊の主計となる、昨年村中と同様剝官處分となつた。

元歩兵少尉 山 本 又 (四三)

靜岡縣賀茂郡仁科村一色の出身、大正四年現役を志願し靜岡歩兵卅四聯隊に入隊、昭和五年五月少尉に任官と同時に豫備役編入、昭和八年春府下府中町明星中學校の體操、劍道教師となつてゐたが事變の前日廿五日辭表を出した、府下國分寺三二四の自宅には夫人のほか二男二女がある。

元歩兵大尉 野 中 四 邱 (三四)

岡山市下石井町一七三野中勝明少將四男、大正十三年七月陸士卒同十月歩兵少尉歩一六付、大正十四年五月歩三付、昭和八年八月歩三中隊長、岡山市下石井四七二元鐵道技師野中賴三郎氏の養子となり妻美保子(二五)さんと結婚、一粒種保子(二つ)さんがある。

元歩兵大尉 安 藤 輝 三 (三二)

岐阜縣揖斐郡揖斐町字三輪五一安藤榮次郎(六九)氏三男、大正十五年七月陸士卒、同十月歩少

尉歩三付、昭和九年八月歩大尉歩三大隊副官、同十一年一月歩三中隊長、歩三生えぬきの將校嚴父榮次郎氏は現慶應大學の舍監、世田谷區上馬一八四六の自宅には妻ふさ子さんとの間に長男輝雄(二つ)次男日出夫(一つ)の一兒がある。

元航空兵大尉 河 野 寿 (三〇)

熊本縣飽託郡花園村六八六河野旭氏の實弟、昭和三年七月陸士卒、同十月砲少尉横須賀重砲兵聯隊付、同八年十月野砲七付、同九年二月所澤飛行學校機關學生として入校同年十月卒業航空兵中尉、同十年八月航空兵大尉に進級、所澤飛行學校第五十七期操縱學生として再び入校、在校中は所澤有樂町下宿業北條ふく(四五)さんの世話を一戸を借りて獨身生活をしてゐた。

元歩兵大尉 香 田 清 貞 (三四)

東京市世田谷區上馬町一ノ四九〇(佐賀縣山城郡三日月村大字久米三一七生れ)大正十四年七月陸士卒、同十月歩少尉歩一付昭和九年三月歩大尉歩一中隊長(天津軍歩兵隊中隊長)同十二月歩兵第一旅團副官、嚴父卯七氏は退役特務曹長で現在は某保險會社員である、府下武藏野町吉祥寺六一八の自宅には富美子夫人(二六)との間に一男一女がある。

元歩兵中尉 票 原 安 秀 (一九)

東京市目黒區駒場町八〇四豫備歩兵大佐勇氏の息、昭和四年七月陸士卒、同十月歩兵少尉歩一付、同七年十月歩兵中尉、同八年五月戦車二付昨年歩一付、今は閑居してゐる嚴父勇(五七)氏と母かつ(五四)との間の四男二女の長男一昨年五月玉枝(一三)さんと結婚した。

元歩兵中尉 丹 生 誠 忠 (一九)

鹿児島市草牟田町三七四二豫備海軍少將息、昭和六年七月陸士卒、同十月歩少尉歩一付、同九年三月歩中尉、翌十年九月妻女寸美奈子(一三)さんと結婚、父を亡くしてからは郷里より實母の廣子(五一)さんを招き孝養に努めてゐた。

元歩兵中尉 中 橋 基 明 (三〇)

佐賀市水ヶ江町五八出身、昭和四年七月陸士卒、同十月歩少尉近歩三付、同七年十月歩中尉、同九年三月歩一八付、同十年十二月再び近歩三付となる、世田谷区太子堂町(現在)退役陸軍少將垂井明平氏の次男に生れたが幼時祖母に當る佐賀市水ヶ江町中橋米千代さんの養子となり中橋姓を名乗つた。

元歩兵中尉 竹 島 繩 夫 (三〇)

滋賀縣甲賀郡土田町字南土山甲一三二昭和三年七月陸士卒恩賜組、同十月歩少尉歩二九付、同

六年十月歩中尉、同九年八月豊橋教導學校學生隊付。

元歩兵中尉 坂 井 直 (一七)

三重縣三重郡櫻村字櫻一三三退役陸軍少將兵吉息、昭和七年七月陸士卒、同十月歩少尉歩三付同九年十月中尉、麻布區龍土町五六の自宅には本年二月結婚したばかりの新妻孝子(一〇)さんがある。

元歩兵中尉 對 馬 勝 雄 (一九)

青森市造道浪打五八ノ三出身、昭和四年七月陸士卒、同十月歩兵少尉歩三一付、同七年十月歩中尉、同九年三月豊橋教導學校歩兵隊付、歩三一當時滿洲事變に出征、勳功により功五級を授けられた家庭は千代子夫人との間に長男好彦(一つ)がある。

元歩兵中尉 田 中 勝 (一六)

山口縣豐浦郡長府町大字才川六二出身、昭和八年七月陸士卒、同十月歩少尉野砲七付、同十年十月中尉、山口縣長府町の實家には實父富作氏母親信子さんがおり、同中尉は昨年十二月下關市富田町平山幸一氏妹久子(一四)さんと結婚した。

元歩兵少尉 池 田 優 彦 (一三)

鹿兒島市西千石町八五出身、昭和十年六月陸士卒、同十月歩兵少尉歩一付。

元歩兵少尉 林 八 郎 (二三)

豊島區目白町三ノ二五七〇、上海事變江灣鎮で戰死した林大八少將の息、昭和十年六月陸士卒同九月歩少尉歩一付。

元歩兵少尉 高 橋 太 郎 (二四)

埼玉縣浦和市二二三二出身、昭和九年六月陸士卒、同十月歩少尉歩三付、浦和市岸町二二三二一故重吾氏の長男、粕壁中學、牛込區成城中學を経て士官學校に入った、實姉原このさんの家の牛込區市ヶ谷谷町五六に寄寓してゐた。

滿蒙事報社編 定價五十錢 (送料五錢)

滿洲給費學校案内

二・二六事件眞相の眞相

【定價十錢】

昭和十一年七月十二日印刷

滿蒙事報社編 定價二十錢 (送料三錢)

小資本で出来る満洲の職業 (百五十種調べ)

不許複製 著者 門田義孝
發行者 角田恒

東京市芝區三田四國町二六

發行所

東亞書房

電話三田三九八九番
摺替東京八八二八〇番

満蒙事報社編 定價二十錢 (送料二錢)
人を求むる新大陸は招く

満洲の就職手引き

滿蒙事報社編

定價五十錢 送料五錢

學資と就職の心配ない 官費給費學校案内

小學校又は中等學校を卒業して更に上級學校へ進まうとする者にとつての雄飛は何と云つても學資です。本書は學費のいらない然も就職率は百パーセントといふ滿洲の官費給費學校を詳細に懇切に紹介したもので

東京市芝區三田四國町二六

發行所 東亞書房

振替東京八八三八〇番
電話三田(45)三九八九番

人を求むる新大陸は招く

定價二十錢

送料二錢

滿州の就職手引き

満洲へ雄飛して見たいがどうしたらよいか——と迷つてゐる人は本書をお読み下さい。本書はきつと貴方がたの良い道案内役を勤めるでせう。小學出も、中學出も、専門學校出も、乃至大學出も、又は現在職を持つて居る方も、新興國満洲の職場がどんな状態であるかを知つたならばきっと雄飛せずにはゐられません。

發行所 東亞書房

振替東京八八三八〇番
電話三田(45)三九八九番

東京市芝區三田四國町二六

いさ下 すまり居てし販賣で店書國全
文註御へ房本接直は際のれ切賣

吉岡義一郎著	非常時日本の外交陣	定價十錢 (送料二錢)
高倉晃著	逆巻く太平洋	定價十錢 (送料二錢)
小牧琢磨著	財界巨星出世譚	定價十錢 (送料二錢)
山門王吉著	怪奇犯罪實話集	定價十錢 (送料二錢) •
山門王吉著	見よ!此躍進日本の姿	定價十錢 (送料二錢)
山門王吉著	常識讀本・人生百課事典	定價十錢 (送料二錢)
山門王吉著	明朗爆笑大會	定價十錢 (送料二錢)
山門王吉著	要領百バイセント戰法	定價十錢 (送料二錢)
牧山允著	女スバイの暗躍	定價十錢 (送料二錢)
秋月正雄著	東西偉人逸話集	定價十錢 (送料二錢)
中村武耶著	皇國軍人に懸ふ	定價十錢 (送料二錢)
箱館小史著	百年後の人種戰爭	定價十錢 (送料二錢)
奈緒順著	政界財界膝栗毛	定價十錢 (送料二錢)
黒田正隆著	世界の景氣は何時爆發するか	定價十錢 (送料二錢)

六二町國四田三區芝市京東
番〇八三八八京東替提 所行發
房書亞東

すまひ願 は文注御
を教容御は替引金代
に増割ニは用代手机

五島富士夫著	二・二六事件の記録	定價十錢 (送料二錢)
海南隱士著	廣田内閣はどうなる	定價十錢 (送料二錢)
秋月正雄著	千波萬瀬の生涯・人間高橋是清	定價十錢 (送料二錢)
齋藤一郎著	遣難した齋藤實とはどんな人か	定價十錢 (送料二錢)
頭山滿翁述	重大國事の秘密を語る	定價十錢 (送料二錢)
村田和雄著	歐洲の風雲・世界大戰は起るか	定價十錢 (送料二錢)
五島富士夫著	五島富士夫著 〔ニュース〕世界各國珍聞奇聞集	定價十錢 (送料二錢)
満蒙事報社編	謎の秘境・蒙古の全貌	定價十錢 (送料二錢)
秋本孝雄著	若返り法とホルモンの話	定價十錢 (送料二錢)
山門王吉著	實話讀物・職業隣人純情集	定價十錢 (送料二錢)
斯波雪夫著	國際情緒・ハルビン物語	定價十錢 (送料二錢)
片山哲平著	映畫スタア千夜一夜	定價十錢 (送料二錢)
山門王吉著	戰術奧の奥・外交は是て行け	定價十錢 (送料二錢)
加藤弘一著	爆弾・護れ祖國日本	定價十錢 (送料二錢)
奈緒順著	世間の裏をのぞく	定價十錢 (送料二錢)
須山滿洲男著	風雲を孕む外蒙古	定價十錢 (送料二錢)

六二町國四田三區芝市京東
番〇八三八八京東替提 所行發
房書亞東

今評の東亞房書十文錢

海南壁士著	覺悟せよ！次の大戰爭	定價十錢	(送料二錢)
藤原達策著	支那は動く	定價十錢	(送料二錢)
問題研究會著	日本の財政・何年戰爭に堪えられるか	定價十錢	(送料二錢)
沼上良太郎著	必ずあたる新商賣往來	定價十錢	(送料二錢)
山門王吉著	一讀鬼氣！妖怪談集	定價十錢	(送料二錢)
白木屋専務 山田忍三述	立身出世虎の巻	定價十錢	(送料二錢)
太田義孝著	財閥功罪史	定價十錢	(送料二錢)
奈緒順著	世界珍奇怪奇見世物	定價十錢	(送料二錢)
和田信義著	暗黒街往来	定價十錢	(送料二錢)
海南壁士著	明日の世界	定價十錢	(送料二錢)
岡山啓之助著	戰線に躍る日英米の勝敗	定價十錢	(送料二錢)
城南山人著	東日と讀賣の暗闇	定價十錢	(送料二錢)
東亞書房編	二・二六事件真相の真相	定價十錢	(送料二錢)
川上康吉著	誰にも出來る貯金法五十種	定價十錢	(送料二錢)
内藤伸二著	財づる物語り	定價十錢	(送料二錢)

東亞房書行所發行

六二町國四田三區芝市京東
番〇八三八八京東藝振

終



行發 房書亞東 京東

